

終 章

本学創設以来80有余年経過した今、新学部・薬学部の開設、大学院社会学研究科の開設を実現し、人文・社会科学系大学から理系学部をもつ総合大学へと新たな第一歩を踏み出した。

地域社会の本学に対する期待は大きく、それに一層応えるべく教育研究を通して地域社会が高く評価する大学づくりに邁進しなければならない。教育・研究の活性化を図り、その成果を公開講座、シンポジウムの開催等を通じて社会に還元して地域社会に貢献していく所存である。

本学は、これまで教育面ではカリキュラム改革、単位互換制度、インターンシップ教育、授業評価、授業公開、FD研究会をおこなってきた。今後も地道な努力を重ねながら学生諸君の大学満足度の向上に結びつけていきたい。

身近なところでは学生諸君の大学に対する意見をできる限りくみ取することを目的に、学内に意見箱を設置している。投稿者には回答するようしており、また学部長会でも紹介している。学生諸君と学長との対談の開催は、大学に対する意見、不満、提案を聞き取る機会にもなる。これを定期的に開催して大学運営等に反映させていけば学生諸君の満足度の向上にも役立てることができると思う。

松山大学をはじめとして松山短期大学、愛媛大学、愛媛県立医療技術大学、聖カタリナ大学・短期大学部、松山東雲女子大学・短期大学の5大学と3短期大学が「中予地区大学間教学ネットワーク構成大学間における共同授業に関する協定書」を締結して2006(平成18)年度から共同授業を開始することになった。初年度は「瀬戸内海と愛媛の文化」というテーマで共同授業を開始する。今後、大学間の教学連携を強めながら魅力あるカリキュラムをつくることで学生諸君の学問的関心度を高めると同時に他県に流出している高校生諸君の地元大学への志向度を高めることができるのではないかと考える。

大学間の協力関係の構築も進めながら、他方では大学間競争に勝たなければならない。国立大学が独立行政法人化した今、私学よりも改革の歩みは速い。我々は改革を傍観者の立場で見ているわけにはいかない。競合大学にまさる施策を打ち出す必要がある。ややもすると内向きな議論に陥りがちな今、大学の将来発展を見据えた外向きの積極的な議論が急務と考えられる。将来、松山大学をどのように発展させていくのか、中期的、長期的な大学発展構想が求められている。

学生諸君にたいするソフト、ハード両面での教育サービスの向上に終わりはない。不断に改善改革をおこない、学生諸君に、教職員のエネルギーを結集して、現時点で最良質の教育サービスを提供していきたい。もちろん最良質の教育サービスを提供しようとするれば教員の研究活動が十分に保証されていることが大切であることは言うまでもない。最良質の教育サービスを提供することが質の高い人材を社会に輩出することになり、大学の社会的評価を高めることにもなる。そのためにも不断の自己点検・評価活動は不可欠である。

大学の自己点検評価は、学校教育法第69条の3に「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表」するものとして義務づけられている。2004(平成16)年度から文部科学大臣の認証を受けた者、すなわち認証評価機関による第三者評価が義務づけられた。

大学自身の不断の研鑽を積み重ねながら高等教育機関としての教育の質保証をはからねばならない。大学を取り巻く環境は大きく変貌を遂げている。大学が高等教育機関として地域社会のなかでどのような働きができるのか、明確な方向付けをしなければならない。「我が国の高等教育の将来像」によれば、18歳人口が減少する中、大学の収容力は2007(平成19)年には100%に達するものと予測している。またIT技術の急速な発達によるeラーニングなどを可能としており、今後、履修形態の多様化が強まっていくだろう。そして大学が、1 世界的研究・教育拠点、2 高度専門職業人の養成、3 幅広い職業人養成、4 総合的教養教育、5 特定の専門的分野(芸術や体育等)の教育研究、6 地域の生涯学習機会の拠点、7 社会貢献機能(地域貢献・産学官連携等)等に機能別分化を遂げていくことは必至である。本学も、将来の発展構想の中でもてる資源や地域の特性等を勘案して大学・学部の機能的位置付けをして、21世紀のあたらしい大学作りを目指さなければならない。

今回、「大学の理念・目的および学部・研究科の使命・目的・教育目標」、「教育研究組織」、「学士課程の教育内容・方法等」、「修士課程・博士課程の研究内容・方法等」、「学生の受け入れ」、「教員組織」、

「研究活動と研究環境」、「施設・設備等」、「図書館及び図書・電子媒体等」、「社会貢献」、「学生生活への配慮」、「管理運営」、「財務」、「事務組織」、「自己点検・評価」、「情報公開・説明責任」の諸項目で本学の全部署で総力を挙げて自己点検・評価をおこなった。

本学は「三実主義」を校訓としながら教育研究活動を推進し、社会に有為の人材を輩出してきた。すぐれた人材を育てるために本学では学部でコース制を導入して、より一層の専門教育をおこなって専門的知識やIT技術を学生諸君に習得させてきた。たとえば経済学部では「総合経済政策コース」、「国際経済コース」、「地球・環境・人間科学コース」の3コース制を採用している。経営学部は「経営コース」、「情報コース」、「会計コース」、「流通コース」、「経営教育コース」、「国際ビジネスコース」の6コース、人文学部英語英米文学科は「文学・文化」と「語学・教育学」の2コース、法学部では「法曹基礎コース」、「公共政策コース」、「企業法務コース」の3コースを設けている。

また専門科目、共通教育の充実をはかるなどカリキュラムの改善改革を不断におこなってきた。共通教育では各学部の専門科目だけではカバーできない幅広い教養科目を全学の学生諸君に学ばせる機会を提供して人間性の涵養をめざすものである。そして幅広い教養、倫理観、思考力、判断力等を備えた質の高い人材を育てることで社会に貢献するものである。

対外的には全学レベルあるいは学部単位で国内・外の大学との教育・研究交流を推進してきた。国内では愛媛大学、南山大学、札幌学院大学、東京経済大学、大阪経済大学、甲南大学、岡山商科大学、そして最近では沖縄国際大学とも交流協定を結んだ。海外とは学生交流、学術交流を目指した建国大学校、復旦大学、上海師範大学、青島大学、フライブルク大学と交流協定を結んでいる。協定校から教員、研究員の受け入れ態勢も整備されている。このように学生諸君に本学以外での学びの場を提供してきた。今後、海外との交流事業を促進していく上で国際センターの果たす役割は一層重要性を増してこよう。

正課以外では教員採用試験対策講座、情報処理技術者試験受験対策講座などの開設や資格・能力取得奨励金制度を設けて学生諸君の目的達成を支援している。

大学院は経済学研究科、経営学研究科が創設されて以来、高度専門職業人の養成につとめてきた。近年では研究者志向の院生、民間企業を志向する院生もいて、且つ社会人進学者が入学するなど、これまでとは異なる動きが出ている。進学者の多様化や時代のニーズに対応するために教員と科目の充実が望まれる。

学生の受け入れについては、一般入試、大学入試センター試験利用入試、推薦入試、A0入試（経営学部）を実施するとともに、特別選抜入試も実施している。このほかに一般公募推薦編入、指定校推薦編入もある。定員割れの事態には直面していないものの、今後、少子化の中で優秀な学生確保のためには一層の工夫が求められている。大学院については経済学研究科、経営学研究科で一般選抜試験、社会人特別選抜入試、学内進学者特別選抜入試を実施している。また経済学研究科では飛び入学を導入して、経済学部3年生に修士課程の進学を道を開いた。社会人の受け入れでは、両研究科とも昼夜開講制を採用して社会人の研究の機会を広げた。

教員組織は大学設置基準に示されている専任教員数以上の教員を配置している。各学部の教授比率は経済学部60.5%、経営学部61.0%、人文学部59.4%、法学部48%である。全学で言えば教授58.2%、助教授26.2%、講師15.6%であり、教員の過半数が教授である。各学部では、その目的に照らして専門科目を配置し、専任教員を配置している。教育研究を支援する部署として情報教育課、学務課、教務課、図書館、総合研究所がある。教育研究の円滑化のために教員側と各部署（職員）との緊密な連携関係が維持されている。

教員の募集・任免・昇格の人事は「松山大学各学部教授会規則」、「松山大学各学部教授会規則施行細則」、「松山大学教員選考基準」、「松山大学教員選考基準内規」に基づき厳格におこなわれている。また特任教員、外国人特別講師についてもそれぞれの規定にしたがって厳格におこなわれている。大学院経済学研究科、経営学研究科に教員の採用人事権はない。大学院の教員組織は経済学部、経営学部の教員から組織されており、一部他学部からの教員が加わっているのが実態である。大学院担当者は「松山大学大学院教員選考基準」に基づいて厳正に決められている。大学院の教育研究を支援する専門部署はなく、学部の場合と同様の部署が大学院をも担当している。

研究教育活動の評価では、その一つとして教員研究費に成果連動制が取り入れられた。学内で毎年、教員の研究業績評価をおこなう制度はない。ただし教員の昇格人事では、専門委員による極めて厳格な業績評価がおこなわれている。教育評価について、学部では非常勤講師をも含めた全学的な授業評価をしている。大学院については独自の教育研究活動の評価制度はない。

研究活動と研究環境についていえば、教員の研究費は成果連動型の研究費支給制度を導入している。研究活動を促す性格を有するものである。これ以外に教員は研究助成制度も利用できることになっている。研究旅費は教員研究費の中の一費目であり、各教員の裁量に委ねられている。この旅費とは別枠で教員が学会発表、司会、シンポジウムのパネリストなどで出張する場合は、教員一人当たり年間25万円まで支給される。研究室は、広狭のスペース上の問題や一部設備上の問題はあるものの、各教員に研究室が与えられている。ハード、ソフトの両面で研究条件は保証されていると考える。とはいえ多くの教員は学部教育、大学院教育、各種委員、入試業務などで年間を通じて多忙を極めており、論文など研究成果を出しにくい面があることは否定できない。教員の研究時間をいかに確保するかが今後の検討課題である。教員の研究成果は『松山大学論集』、『言語文化研究』、『松山大学総合研究所所報研究』などを利用して公表の機会が与えられている。

施設・設備では、校地は文京キャンパス、御幸キャンパス、御幸グラウンド、久万ノ台グラウンドがある。文京キャンパスは、講義やゼミ教室、情報処理教室、研究センター、総合研究所、図書館など教育・研究施設が集中している。図書館は蔵書数98万冊を超える中四国地域の私立大学で最大規模の図書館である。キャンパス内には厚生会館（食堂、生協、ホールなど）があり、学生の利用率が高い厚生施設である。また温山会館もあって、ここは本学の歩みを知ることができる史（資）料がおかれている。夏はオープンキャンパスの受付会場として利用されている。御幸キャンパスには、50メートルプール（日本水泳連盟公認）、弓道場、柔・剣道施設（彰廉館）、トレーニングセンター、サークルボックスなどスポーツ施設が集まっている。また御幸グラウンドはテニスコート、サッカー場がある。久万ノ台グラウンドは陸上競技場、硬式・準硬式野球グラウンド、アーチェリー練習場、馬場、自動車練習場などがある。体育授業、課外活動、そして各種競技大会に利用されている。施設は市民や諸団体にも開放しており、災害時には緊急避難場所として松山市と協力体制をとっている。兵庫県西宮市には歴史的建造物でもある松山大学西宮温山記念会館は、ゼミナールなどの教育研究施設として利用されている。施設設備での学生の満足度は高いと考える。

図書館および図書・電子媒体等についてはその整備に努めている。教育研究用として必要な図書等の資料購入は予算の制約があるため教員のすべてのニーズを満足させることは難しい面もある。しかし図書をはじめとして学術雑誌、視聴覚資料、稀覯書その他高額図書など教育研究に役立つために、それらの整備に最大限努力してきた。図書館内は、指定図書などの専門書、辞（事）典、政府刊行物、学術雑誌、国内・外新聞、文献検索ができるパソコンなどが自由に利用できるように工夫されており、かつ学生の勉学場所にふさわしい静かな学習環境が維持されている。開館時間も学期中は午前9時から午後10時まで開館している。地域社会に対しても図書館を開放して貸し出し業務もおこない、利用者からは高い評価を受けている。総合研究所では教員の研究活動、学会、講演会、シンポジウム開催の支援業務を担ってきた。研究所内には各大学の論集、紀要、年鑑、統計書のほか地方自治体の調査資料、定期雑誌などが揃えられていて教員、院生、学部生の研究に役立っている。また市民が利用することもできる。研究所では図書、資料、雑誌などの整備を行うと同時に本学の研究成果である大学論集などの刊行物を国内の大学、研究機関に送付するなど学術情報の発信に携わっている。

社会貢献では一般市民を対象に公開講座を開設してきた。本学独自の公開講座もあれば松山市との共催によるものもある。また新居浜市主催の「生涯学習大学」に本学の講師陣が参加して、それぞれのテーマを担当してきた。今後、地域社会のニーズに応えるためにも、これまで培ってきた知的資源を社会に還元していきたい。

学生生活の面では学部や大学院の学生諸君の経済的負担の軽減などを考慮して奨学金制度を設けている。厳しい経済事情にある昨今、奨学金を希望する学生諸君は少なくない。向学心に燃えた学生諸君が安心して学生生活を過ごせるように奨学金制度の充実をはかりできる限りの支援をしていきたい。学生諸君が大学生活を続けていく中で精神的、肉体的不安やトラブルに直面することもあるだろう。このため保健室、カウンセリングルーム（精神科医、臨床心理士、専任教員）において学生諸君に対応できる体制をとっている。また「学校法

人松山大学セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規定」を定めて「セクシュアル・ハラスメント防止委員会」を置いている。ハラスメントは学生諸君に留まらず全学的な問題である。不幸な事件に遭遇することなく学生諸君が快適なキャンパスライフを享受できるように事件防止に注意を払っていく。

本学では課外活動が活発である。文化系、体育系の団体には専任教員が、前者は顧問、後者は部長として就任している。「松山大学課外活動規定」にもとづき「課外活動協議会」が年に4回開催され、学生代表と大学との間で意見・情報交換がなされている。

学生諸君の就職指導はゼミの指導教授によって個別におこなわれている。また職業意識の向上、就職の大切さに対する関心を高めるための啓蒙につとめている。1年次段階で適性検査を実施したり、自己分析テストなどの機会を提供し、また外部から講師を招いて就職講演会を開催している。キャリアセンターでは、キャリアアドバイザーを配置するまでには至っていないが、センターのスタッフが学生諸君の相談にのっている。就職に際して資格取得は有利になるものであり、また資格社会の今日、学生諸君の資格取得を支援するために日商簿記講座、ファイナンシャルプランナー講座などを開設している。

管理運営については、学部長が議長となって学部教授会が教授、助教授、講師の全教員が参加して開催されている。一般に月1回程度の開催であるが、審議事項の関係で随時開催が常態である。教授会は「各学部教授会規則」、「同施行細則」に基づいて開催・運営されている。また教授会開催に当たり審議事項、報告事項、意見聴取事項などについて学部長と各種委員長、委員との間で意見交換、意見集約がなされるなど民主的な運営がなされている。また教務部、学務課の学部担当者をはじめ関係する部署の担当者との意見交換も常時おこなわれている。学部と事務部との良好な連絡・連携関係が学部教授会の効率的運営に寄与している。

全学的な共通事項については、全教員から成る合同教授会で審議されることになっている。合同教授会の議長は学長で、審議事項、報告事項などについて誰もが自由に意見を述べることができ民主的に運営されている。

大学院については「松山大学大学院研究科委員会規則」に基づいて研究科長が議長となって研究科委員会が開催されている。学部教授会同様民主的な運営がおこなわれている。

本学では「大学の教育、研究の充実を図り学園の運営を円滑に推進するため」に学部長会を設置している。学部長会の議長は学長で、副学長、各学部長、教学担当理事、教務、入試、就職の各委員長、大学院研究科長、短大学長から構成されている。ここでは合同教授会・各学部教授会事項の確認、教育・研究上の問題検討、就職指導上の問題などを検討する機関であり、また大学法人側の意見を聴取する場でもある。

学長、学部長の権限と選任手続きや、また理事会を含む法人組織と教学組織の連携協力関係、機能分担については特に問題はない

教育研究事業の効果的遂行のためには財政基盤の安定化が求められる。本学では在学生数の減少に伴う帰属収入の減少が生じたとしても教育研究を支える財政基盤をもっている。たしかに文部科学省科学研究費の申請・採択状況からみて今後、積極的な申請と採択件数を高めていく必要がある。また外部資金の受け入れにも積極的取り組みが求められよう。これまで学内の研究条件に恵まれていたことが、外部資金の導入の低さにつながっていたと考えられる。予算は「予算編成方針」に基づき部門単位で事業計画を策定し予算案を編成し、企画調査部に提出される。企画調査部の手続きを経た後、法人全体予算案が編成される。理事長はこの予算案について評議員会にて意見を聴取し、次いで理事会の承認を得ることになっている。予算執行状況から金銭管理・固定資産の管理等多岐にわたって監査法人による監査がおこなわれている。監事による監査は本学の財政、管理運営全般にわたって適切な監査がおこなわれている。

事務組織については法人、大学事務を統括する事務局長の下に学長事務室、企画調査部、広報部、総務部、財務部、教務部、学生部、キャリアセンター事務部、情報システム部、図書館事務部、総合研究所事務部の11部18課を置いている。学部・大学院の教学組織と事務組織の良好な双方向コミュニケーションにより連携協力関係が維持されている。大学運営の中枢である理事会は月1回開催され、事務局から学長事務室、総務部、財務部、教務部の部署の長、企画調査課長が陪席している。審議過程では必要に応じて事務局からの意見も求められる。毎週開催される常務理事会でも同様で事務局の意見が求められる。大学運営にあたって事務局の意見も適切に反映されており、事務局機能は有効に働いている。

自己点検・評価は、これまで学内独自におこなってきた。業務全体を網羅した報告書として『松山大学一覽』、『内部監査報告書』を毎年作成してきた。また事務部門の業務点検評価をおこない、その結果を『松山大学事務部門自己点検・評価報告書』（1998(平成10)年)として纏めている。1998(平成10)年に「松山大学自己点検・評価規定」が制定され、自己点検・評価委員会が設置された。ここに本格的な自己点検・評価が恒常的な活動になった。委員会は副学長を委員長として事務局長(理事)、教学担当常務理事、大学院経済学研究科長、大学院経営学研究科長、経済・経営・人文・法学部長、図書館長、総合研究所長、入試委員長、教務委員長、学生委員長、就職指導常任委員長、情報教育センター運営委員長、広報・総務・財務・キャリアセンター・学生・教務・図書事務部の長のメンバーで構成されている。本学の「自己点検・評価規定」は、第11条2項で「教職員ならびに各組織は、自己点検・評価の結果を踏まえ、教育研究活動、大学運営の改善に努めなければならない」と規定しており、将来に向けて大学が改善改革に努めていく制度的保障を確立している。今後、大学が高等教育機関として機能していくためにも多面的評価システムを採用していくことも考えていきたい。

前回の大学基準協会による自己点検・評価結果に基づく勧告等に対しては真摯に受けとめ、全学をあげて改善改革につとめてきた。

情報公開については、学内報に資金収支予算書、資金収支決算書、貸借対照表等の計算書類を掲載して教職員に公開している。学園報『CREATION』に消費収支に関する予算と決算の概要を掲載して在学生、ご父母に情報開示している。前回の自己点検・評価報告書については本学教職員、理事会、日本私立大学連盟加盟大学に配布するに留まっている。外部評価結果は、大学基準協会相互評価認証マークをホームページ上に掲載するに留まっており、自己点検・評価報告書そのものをホームページ上に公開するには至っていない。だが大学の理念・目的、教育・研究活動、学生生活、施設設備などについては本学のホームページや『CREATION』、『知果楽』、『HARVEST』、『松山大学論集』、『言語文化研究』などの種々の刊行物を通して一部知ることができる。

このたびの自己点検・評価でさまざまな問題点、課題などが浮かびあがってきた。もちろんすべてが短期間の間に克服、解決できるものばかりではない。時間をかけて取り組まねばならないものもある。新たな改善・改革に全学で取り組んでいきたい。

本学の全部署が一丸となって定期的に自己点検・評価をおこなうことの意義は大きい。自己点検・評価のプロジェクトを実行することで大学の現状と問題点、改善点が明らかとなって、その結果を本学教職員すべてが共有し改善努力をつづけていくことこそが、新しい魅力ある大学づくりにもつながるからである。

多忙な日常業務のなかで、長きにわたって自己点検・評価作業に全教職員が協力してくれた結果、今回の報告書を纏めることができた。教職員の皆様に深甚なる謝意を表したい。とりわけ報告書の編集作業にあたって頂いた教務部職員の皆様には多大の負担をおかけした。大学を代表して御礼を申し上げる次第である。

【付録】

1. 松山大学自己点検・評価委員会開催記録

【2003年度】

第1回 2003年4月23日

議題1) 相互評価結果に係る課題と改善計画担当部署等(案)について

議題2) 再点検実施スケジュールについて

第2回 2003年6月17日

議題1) 相互評価結果に基づく再点検・評価項目の確認について

第3回 2003年10月30日

議題1) 改善計画について

議題2) 自己点検・評価委員会副委員長等の選任について

【2004年度】

第1回 2004年(平成16)年5月27日

議題1) 自己点検・評価委員会副委員長の選任について

第2回 2005年(平成17)年2月21日

議題1) 副委員長の選出について

議題2) 再点検・評価報告書の作成について

【2005年度】

第1回 2005(平成17)年4月14日

議題1) 再点検実施スケジュール(案)の確認について

議題2) 大学基礎データ調書作成について

第2回 2005(平成17)年7月19日

議題1) 自己点検・評価報告書の作成について

議題2) 自己点検・評価報告書編集委員会の設置・構成員の選任について

第3回 2005(平成17)年10月13日

議題1) 今後の自己点検・評価報告書作成スケジュールについて

議題2) 自己点検・評価編集委員会委員の変更について

第4回 2005(平成17)年12月1日

議題1) 自己点検評価報告書(γ版)について

第5回 2006(平成18)年2月20日

議題1) 報告書草案に対する大学基準協会からの指摘について

2. 松山大学自己点検・評価規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、松山大学における自己点検・評価の実施に関し必要な事項を定める。

(理念)

第2条 自己点検・評価は、教職員自らが、教育研究活動、大学運営等の現状を客観的に把握し、長所を確認しつつ、改善すべき点、今後の改革の方向等を明らかにすることによって、本学における教育研究水準の向上、教学理念・目標および社会的使命の達成を図ろうとするものである。

第2章 委員会

(委員会の設置)

第3条 自己点検・評価の適切な実施を確保するために、松山大学自己点検・評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。ただし、委員会が特に必要と認める時は、委員以外の者の出席を求めることができる。

- (1) 副学長
- (2) 各学部長
- (3) 大学院各研究科長
- (4) 図書館長
- (5) 総合研究所長
- (6) 入試、教務、学生、国際センター運営、就職指導常任の各委員長及び情報教育センター長
- (7) 教学担当常務理事
- (8) 事務局長
- (9) 各事務部長

(委員長等)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は、副学長がこれにあたる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長が指名するものとし、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(審議事項)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 自己点検・評価の進め方についての基本方針および実施計画に関すること
- (2) 自己点検・評価項目に関すること
- (3) 自己点検・評価を実施する組織に関すること
- (4) 資料および自己点検・評価報告書の作成および公表に関すること
- (5) 自己点検・評価結果の活用に関すること
- (6) その他、自己点検・評価に関すること

(権限)

第7条 委員会は、自己点検・評価項目に応じて、各学部、大学院各研究科、学内各種委員会、各事務部等の組織(以下「各組織」という。)に自己点検・評価の実施を要請することができる。

2 委員会は、既存の組織では対応できない自己点検・評価項目について特別委員会を設置することができる。

3 委員会は、自己点検・評価の結果が本学の教育研究活動の活性化および大学運営に計画的に反映・活用されているかどうかについて点検・評価(以下「再点検・評価」という。)することができる。

(自律性の尊重)

第8条 委員会は、その任務を遂行するに当たって、教職員ならびに各組織の自律性を尊重しなければならない。

第3章 自己点検・評価の実施

(各組織の義務)

第9条 各組織は、自己点検・評価を実施し、その作業結果報告書を指定された期日までに委員会に提出しなければならない。

(報告書の作成義務)

第10条 委員会は、各組織の報告書をもとに松山大学自己点検・評価報告書を作成し、これを学長に提出しなければならない。

(改善義務)

第11条 学長は、自己点検・評価の結果を大学運営に計画的に反映させなければならない。

2 教職員ならびに各組織は、自己点検・評価の結果を踏まえ、教育研究活動、大学運営等の改善に努めなければならない。

第4章 公表

(公表義務)

第12条 委員会は、自己点検・評価ならびに再点検・評価の結果を大学内外に公表しなければならない。

第5章 雑則

(所管)

第13条 委員会に関する事務は、教務部教務課が所管する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、委員会の議を経て合同教授会で行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

3. 自己点検・評価委員会委員

平田 桂一 副学長<委員長>
藤井 泰 経営学部長<副委員長>
越智 純展 総務担当常務理事兼事務局長<副委員長>
入江 重吉 経済学部長
金村 毅 人文学部長
竹宮 崇 法学部長
清野 良栄 経済学研究科長
石田 徳孝 経営学研究科長
穴戸 邦彦 図書館長
鈴木 茂 総合研究所所長
北島 健一 入試委員長
安田 俊一 教務委員長
今枝 法之 学生委員長
久保 進 国際センター運営委員長
松浦 一悦 就職指導常任委員長
墨岡 学 情報教育センター長
森本 三義 教学担当常務理事
西原 重博 学長事務室長
猪野 道夫 財務担当常務理事兼企画調査部長
仙波 吉文 広報部次長
西原 友昭 総務部次長
岡村 伸生 財務部次長
森林 信 キャリアセンター事務部次長
渡部 弘志 学生部長
奥村 泰之 教務部長
小池 秀信 情報システム部次長
藤本 昌司 図書館事務部次長
高橋 安恵 総合研究所事務室次長

4. 自己点検・評価報告書編集委員会委員

平田 桂一 自己点検評価委員長<編集委員長>
藤井 泰 経営学部長<副編集委員長>
越智 純展 総務担当常務理事兼事務局長<副編集委員長>
入江 重吉 経済学部長(2005(平成17)年10月から)
金村 毅 人文学部長(2005(平成17)年10月から)
竹宮 崇 法学部長
安田 俊一 教務委員長
仙波 吉文 広報部次長
田中 輝和 広報係長
西原 友昭 総務部次長
藤田 厚人 庶務課長
奥村 泰之 教務部長
岡田 隆 教務課長補佐
田内 伸枝 教務係長(2005(平成17)年9月まで)
石川 直美 教務係長(2005(平成17)年10月から)
岡田 武士 教務課員